

平成 27 年度さいたま市食品衛生監視指導計画(案)に関する意見 (埼玉消団連 2015 年 2 月 20 日提出)

1. 関係機関との連携について

指導計画(素案)について改善の余地があります。

意見

- この間、川越市・埼玉県・さいたま市とそれぞれが食品衛生監視指導計画を作成し、その結果についてもそれぞれで作成をおこなっておられます。消費者として公表された計画、報告書を拝見する際、検査計画・報告など同じことをおこなっていても、文章表現が一致しておらず理解することが難しい状況になっております。さいたま市におかれましては、埼玉県・川越市・越谷市の間で連携をとり、より消費者にわかりやすい計画と報告の作成を要望いたします。

2. P 5 2 重点監視指導 (3) 生食用食肉(食鳥肉、内臓を含む)等の提供施設の監視指導

指導計画(素案)について改善の余地があります。

(意見)

- 肉の生食については、消費者が情報を取得する頻度の高いインターネットのホームページやグルメ紹介雑誌には、不正確な情報が氾濫し「新鮮だと大丈夫」などの間違った情報のもと、食肉の生食などがおこなわれています。消費者にとって、ホームページや雑誌の情報を活用することは保健所などから情報を得るよりはるかに利用頻度が高く、また、店が堂々とPRしていれば安心して食べられると判断する人もいると思われれます。豚肉への規制導入を契機に、さらに厳しい監視指導をおこなうとともに、食肉の生食を提供しないように指導をおこなってください。また、その施設で働くすべての人への正しい知識の指導を、引き続きおこなうことを要望いたします。

3. 食品表示について

指導計画(素案)について改善の余地があります。

(意見)

- 今後、これまで食品衛生法、日本農林規格(JAS)法、健康増進法の3法に分かれていた表示ルールが食品表示法の制定により一元化します。また、新たな機能性表示も始まります。これらが厳格に運用されていくように、厳しい監視を実施することを要望します。あわせて、変更になったことについて、市民への周知をおこなうことも要望します。

- 食品表示は今後、食品衛生法、日本農林規格(JAS法)、健康増進法の3法に分かれていたものが章句品表示法の制定により一元化されます。

飲食店や中食での食材の偽装表示も記憶に新しいところです。今年度の計画を見ると、JAS法に関する項目が一つもありません。さいたま市として計画に組み込むことを要望いたします。また、JAS法関連について監視する部署がどこになるのか、人員確保がなされているのか、この2つについてもお聞きいたします。食品は人間が生きていくうえでは基本のものです。食品の監視については政令市でもあり県から独立し行っていることから、しっかりとした体制を整えていただくことを要望いたしま

す。また、新たな機能性食品の表示も始まり、厳しい監視がますます重要になってきます。厳しい監視の実施とともに、市民への情報提供が広くいきわたるよう要望いたします。

4. 景品表示法について

指導計画（素案）について改善の余地があります。

意見

- ・改正景品表示法により、「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令」が11月17日に公布されました。この中で県の権限が強化されています。さいたま市としては県とどのような連携体制を構築されるのかお聞きいたします。

以上